

自宅で療養している小児慢性患者さんのご家族の**介護負担を軽減**します。



次に該当する方で、対象要件を満たしている栃木県内（宇都宮市を除く）に住所を有する方が対象です。

☆小児慢性特定疾病医療費受給者

※④は20歳未満で医療的ケアを受けている方も対象になります。

事業・内容	対象要件
<p>①一時入院支援</p> <p>患者さんが一時的に医療機関に入院できるように調整します。</p>	<p>「人工呼吸器を装着している」 または 「気管切開を行っている」</p>
<p>②介助人派遣</p> <p>家政婦等による介護サービスの利用費用を県が負担します。</p>	<p>「人工呼吸器を装着している」 または 「気管切開を行っている」</p>
<p>③訪問看護</p> <p>診療報酬で定められた回数を超える訪問看護ステーションの訪問看護の利用費用を県が負担します。</p>	<p>「人工呼吸器を装着している」</p>
<p>④医療的ケア児等在宅レスパイト</p> <p>家族の休憩等のための訪問看護ステーションの訪問看護の利用費用を県が負担します。</p>	<p>「医師の指示書がある」 「訪問看護を利用している」 「同居の家族が介護している」 ☆受給者の要件はありません</p>

<<ご利用方法など、お気軽にお問合せください>>

<お問合せ先 電話番号>

県西健康福祉センター	0289-62-6225	今市健康福祉センター	0288-21-1066
県東健康福祉センター	0285-82-3323	栃木健康福祉センター	0282-22-4121
県南健康福祉センター	0285-22-1509	矢板健康福祉センター	0287-44-1297
県北健康福祉センター	0287-22-2679	烏山健康福祉センター	0287-82-2231
安足健康福祉センター	0284-41-5895		

栃木県保健福祉部健康増進課 028-623-3086